

令和 8 年度 第 4 回 湯梨浜町農業委員会定例総会議事録

開 催 年 月 日	令和 8 年 7 月 1 0 日（金）午後 3 時 0 0 分			
開 催 場 所	湯梨浜町役場別館 講堂			
出席農業委員（12名）	1 番 土海 政信 委員	2 番 下田 健一 委員	3 番 尾川 寛信 委員	4 番 山田 隆雄 委員
	5 番 長谷川 誠一 委員	6 番 山下 和子 委員	7 番 渡邊 由佳 委員	8 番 清水 武敏 委員
	9 番 横川 力 委員	1 0 番 中村 弘明 委員	1 1 番 蔵本 孝広 委員	1 2 番 山上 真治 委員
欠席農業委員（0名）				
出席推進委員（6名）	1 4 番 河井 勝重 推進委員	1 5 番 松本 勝男 推進委員	1 7 番 伊藤 文夫 推進委員	1 8 番 岡本 章 推進委員
	1 9 番 音田 孝好 推進委員	2 0 番 倉本 哲男 推進委員		
欠席推進委員（2名）	1 3 番 赤井 保 推進委員	1 6 番 山本 正義 推進委員		
職 務 の た め 出 席 し た 職 員	事務局長 村岡 正憲 主 幹 中村 武史			
提 案 議 案	議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 議案第 12 号 非農地の現況証明について 議案第 13 号 農用地利用集積等促進計画の策定について 議案第 14 号 非農地の決定について			
報 告 事 項	第 1 号 水田の畑地変換届について 第 2 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項に係る農地転用（2 アール未満の農業用施設）の届出について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会 農業委員会憲章 唱和	事務局 岡本推進委員 事務局 長谷川会長 事務局	ただ今から令和 8 年度第 4 回農業委員会定例総会を開会します。はじめに、農業委員会憲章の唱和を行いますので、皆さんご起立をお願いします。 本日の先導役は、議席番号 18 番 岡本 章 推進委員です。よろしくお願いします。 (農業委員会憲章の唱和) ありがとうございます。ご着席ください。 開会にあたり、長谷川会長よりあいさつ申し上げます。 (長谷川会長あいさつ 省略) 本日の出席者報告です。農業委員の現員数 12 人に対し、ただ今の出席委員は 12 人でありま す。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しております ので本総会が成立することを報告します。 次に会議の議長ですが、湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条第 1 項の規定により、会長が議長 となります。長谷川会長で進行をお願いします。
2 議事録署名委員の指名	長谷川会長（議長）	それでは進行させていただきます。本日の会議の日程は、お手元に配布のとおりでございます。 ご確認願います。 日程 2.「議事録署名委員の指名について」を議題といたします。このことについて皆さんにお 諮りをいたします。本案件につきましては、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項の規定 により、議長において指名することにご異議はございませんか。 (「異議なし」の声) 異議なしと認め、議事録署名委員には、議席番号 8 番 清水武敏委員、9 番 横川 力委員、両名 を指名させていただきますのでよろしくお願いいたします。なお、会議書記におきましては、事 務局にお願いをいたします。
3 報告事項 第 1 号 水田の畑地変換届について	(議長) 事務局	日程 3.報告事項に移ります。報告事項 第 1 号「水田の畑地変換届について」説明してくださ い。 報告事項 第 1 号「水田の畑地変換届について」を説明します。会議書 2 頁です。 次のとおり、水田の畑地変換届出書が提出されたので報告するものです。 (資料は 2-1 頁) 番号 1 届出人は、国信一一の●●。土地の所在は、大字国信一。地目は田、面積は 1,907

第 2 号 農地法施行規則第 29 条第 1 項 第 1 号に係る農地転用（2 アール未満の農業用施設）の届出について	（議長） 事務局 （議長） （議長）	㎡です。この土地について、0.5mの盛土を行い、普通畑へと変換するものです。 頁をめくっていただき、2-1 頁が航空写真による位置図です。中央に赤色で示している箇所になります。位置図中央には県道三朝東郷線、すぐ横には東郷川です。該当地の左側には、国信集落の一部が見えます。この 1 筆の農地に隣接する北側の耕作者 1 名の同意書が添付されています。 説明は以上です。 次に、「農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に係る農地転用（2 アール未満の農業用施設）の届出について」説明してください。 報告事項 第 2 号「農地法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に係る農地転用（2 アール未満の農業用施設）の届出について」を説明します。会議書 3 頁です。 （資料は 3-1～3-3 頁） 次のとおり、農地法第 4 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 29 条第 1 項第 1 号に規定する農業用施設を設置したい旨の届出書が提出されたので、報告するものです。 （資料は 3-1 頁～3-2 頁） 番号 1 届出人は、国信一ーの●●。土地の所在、国信一ー。地目は田、面積は 1,907 ㎡。この内、転用面積は 198.04 ㎡で、農業用倉庫を設置するものです。 頁をめくっていただき、3-1 頁が報告事項第 1 号と同じ位置図になります。中央に青色及び赤色で示している箇所で、該当地全体を青色で、その内、転用部分を赤色で示しています。 この農地に隣接する耕作者の同意書が添付されています。 次の 3-2 頁をお願いします。設置する農業用倉庫の平面図・立面図・断面図を添付しています。平面図を見ていただきますと、横 24m、奥行き 8.1mで、外観は立面図をご確認ください。次の 3-3 頁は、断面図で高さ約 5.5mとなっており、面積 198.04 ㎡の農業用倉庫の設置です。 説明は以上です。 報告事項ですのでご確認をお願いします。なお、お尋ねがありましたら挙手の上、発言をしてください。 （「なし」の声） ないようでございますので、これで報告事項を終わります。 次に、日程 4 議事に移ります。議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。説明してください。
--	--	--

議案第 11 号 地法第 3 条の規定による許可 申請について	事務局	議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。会議書 4 頁です。 次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。 (資料は 4・1～4・6 頁) 番号 1 譲渡人は、国信一ーの●●。譲受人は、国信一ーの●●。土地の所在は、大字国信一ー。地目は、台帳、現況、利用状況いずれも畑、面積は、9 m²。権利取得後の経営面積は、77 アールで、売買による所有権移転です。 頁をめくっていただき、4・2 頁が航空写真の位置図です。左下付近に赤色で囲っている箇所です。この写真の中央左には国信集落で、中央には県道三朝東郷線、すぐ横には東郷川が見えます。左下に黄色の線で示したものが拡大した申請地ですのでご確認ください。番号 1 の案件は以上です。 番号 2 譲渡人、田畑一ーの●●。譲受人、久見一ーの●●。土地の所在は、大字久見一ー。同じく、大字久見一ーの 2 筆で、いずれも地目は、台帳、現況、利用状況は田、合計面積は、1,792 m²です。権利取得後の経営面積は、18 アールで、親子関係の贈与による所有権移転です。この度、初めて農地を取得するものであり、取得する農地は自家用野菜・花を栽培。農機具はクワ、カマです。 頁をめくっていただき、4・3 頁が航空写真の位置図です。中央①と左側②に赤色で囲っている箇所です。この写真の右側には旧東郷中学校グラウンド、左側には松崎駅南梨生産団地があり、写真中央は田畑 2 集落の一部、中央には久見集落の一部が見えます。番号 2 の案件は以上です。 番号 3・4 は関連があるので併せて説明します。 番号 3 譲渡人は、鳥取市一ーの●●。譲受人は、三朝町一ーの●●。土地の所在は、大字長江一ー。同じく、大字長江一ーの 2 筆で、いずれも地目は、台帳、現況、利用状況は田、合計面積は、1,317 m²です。権利取得後の経営面積は、310 アールで、売買による所有権移転です。 番号 4 譲渡人は、門田一ーの●●。譲受人は、番号 3 と同じく、三朝町一ーの●●。土地の所在は、大字長江一ー。地目は、台帳、現況、利用状況は田、面積は、1,127 m²の 1 筆です。権利取得後の経営面積は、321 アールで、売買による所有権移転で、番号 3・4 とともに無農薬野菜を栽培される予定です。 頁をめくっていただき、4・4 頁が航空写真の位置図です。中央①、②、③の赤色で囲っている箇所
--	------------	---

		所です。申請地の右側には真木自動車、その右側に位置する道路は県道東郷湖線で、その先に東郷池があります。また、北側にレークサイド集落の一部が見えます。番号 3・4 の案件は以上です。 番号 5 譲渡人は、鳥取市ーの●●。譲受人は、方地ーの●●。土地の所在は、大字方地ー。同じく、大字方地ー。頁をめくっていただき、4-1 頁になります。同じく、大字方地ー。同じく、大字方地ーの 4 筆で、いずれも地目は、台帳、現況、利用状況は畑、合計面積は、251 m²です。権利取得後の経営面積は、3 アールで、土地・建物の売買による所有権移転です。頁をめくっていただき、4-5 頁が航空写真の位置図です。中央に見える建屋が申請者の家屋で、その家屋の両側①から④までの赤色で囲っている箇所です。申請地は方地集落と福永集落の間に位置する箇所で、前面には県道倉吉青谷線があり、その横には JR 山陰本線が見えます。番号 5 の案件は以上です。 番号 6 譲渡人は、三朝町ーの●●。譲受人は、国信ーの●●。土地の所在は、大字上橋津ー。同じく、大字南谷ーの 2 筆で、いずれも地目は、台帳、現況、利用状況は畑、合計面積は、960 m²です。権利取得後の経営面積は、102 アールで、贈与による所有権移転です。頁をめくっていただき、4-6 頁が航空写真の位置図です。中央に①、②の赤色で囲っている箇所です。申請地は南谷にある衛生研究所を北側に登った個所で、東西にある道路は山陰道が見えますが、その高架橋を渡った先になります。番号 6 の案件は以上です。 以上、この申請につきましては、労働力の状況、通作距離などをみても問題がないことから、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えます。説明は以上です。 (議長) 松本推進委員 事務局 松本推進委員 (議長) 事務局 説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 番号 6 の①は畑ではないのではないかな。 現地確認をしており、栗などの樹木があり管理はされています。今後は新たな方が柑橘類を植えられるとのこと。現在、登記上の地目は畑となっています。 わかりました。 報告事項の 1 号、2 号は同じ方ですが、規模拡大ということですか。 この方は、県外からこちらに來られ国信に住まれ、そこでも田の耕作をされており、この土地の話があり今回この土地を求められたようです。
--	--	---

議案第 12 号 非農地の現況証明について	(議長)	わかりました。その他、皆さんからに質問はございますか。 (「なし」の声) それでは、質疑はないようですので、これで質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について、これを原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》
	(議長)	全員が挙手であります。よって議案第 11 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、原案のとおり議決します。 次に、議案第 12 号「非農地の現況証明について」を議題とします。まず、1 番の案件の説明をしてください。
	事務局	議案第 12 号「非農地の現況証明について」説明します。会議書 5 頁です。 次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。 番号 1 申請人は、宇谷一一の●●。土地の所在は、大字宇谷一。地目は台帳 畑、現況 雑種地。面積は 190 m²。20 年以上前から農地として利用しておらず駐車場として利用し、現在に至っているものであります。 頁をめくって頂き、5-1 頁の中心に赤色で示しているのが航空写真の位置図で、宇谷集落の中にあり、中ほどに東西に見える道路は国道 9 号線です。5-2 頁は、拡大図で赤色で囲っているのが申請地です。5-3 頁は、現地の写真で、左の写真は南西側から右の写真は南東側から撮影しています。次頁の、5-4 頁が、公図です。縦に見ていただきます。申請部分を赤線で示しています。周辺の台帳地目も記載していますので、ご確認ください。番号 1 の案件の説明は以上です。
	(議長)	番号 1 の説明が終わりました。現地確認に出向いておりますので、現地確認の報告を議席番号 11 の蔵本孝広委員より報告をしてください。
	蔵本委員	本日、14 時に事務局に集合し、会長、職務代理、委員 2 名と事務局 2 名の 6 人で現地を確認しました。ご覧のとおり 20 年以上に渡り駐車場になっております。そこを農地に復元することは困難な状況ですので、非農地として認めることに問題はないと調査員全員で確認しました。
	(議長)	次に、番号 2 番の案件の説明をしてください。

	事務局 (議長) 事務局 (議長) 山田委員 事務局 山田委員 (議長)	番号 2 申請人は、鳥取市一の●●。先ほどの第 3 条の規定による許可申請と関連がありますので説明します。土地の所在は、大字方地一。地目は台帳 畑、現況 山林。面積は 296 m²。本申請は、平成 19 年 6 月で許可を得て転用されていますが、その後、地目が変更されていないまま、現在に至っているものであります。 頁をめくって頂き、5-5 頁の中央左に赤色で示しているのが航空写真の位置図で、中央に見える道路は県道倉吉青谷線ですぐ右には JR 山陰本線があります。航空写真の中央右には漆原集落、中央下部には方地集落の一部が見えます。5-6 頁は、拡大図で赤色で囲っているのが申請地です。5-7 頁は、現地の写真で、いずれも南側から撮影しています。次頁の、5-8 頁が、公図です。縦に見ていただきます。申請部分を赤線で示しています。周辺の台帳地目も記載していますので、ご確認ください。番号 2 の案件の説明は以上です。 3 条申請と非農地証明の関連について、分けて申請されたようですがそのことについて説明をしてください。 この度、空き家であった土地建物を購入され、建物の周囲に農地もありました。裏には平成 19 年に植林をするということで農地転用許可申請があり農地から山林への許可をしています。しかし、地目変更登記がされていなかったことから、改めて同一内容の許可を受けることができないため、非農地証明により農地から外し、売買後に所有権移転登記をすることから、今回、3 条と非農地証明の申請があったものです。 説明のあったように、平成 19 年に農地転用申請が出ているが、本人が登記をされていなかったことから非農地証明と 3 条申請と分けて申請があったということでご理解ください。 その他、皆さんから質問はございますか。 番号 2 の議案には一―番地とありますが、資料の方には一―番地となっています。 全部事項証明書に基づく正しい地番に訂正をお願いします。5 頁の議案の番号 2 の一―番地です。資料の 5-5、5-6、5-7 の地番を一―に訂正をお願いします。 わかりました。 訂正をお願いします。その他、皆さんから質問はございますか。 (「なし」の声) それでは、質疑はないようですので、これで質疑を終結し、これより採決を行います。 議案第 12 号「非農地の現況証明について」採決は案件ごとに行います。
--	--	---

議案第 13 号 農用地利用集積等促進計画の 策定について	(議長) 事務局	申請番号 1 の案件について、これを原案のとおり認めることに、賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員が挙手であります。 続きまして申請番号 2 の案件について、これを原案のとおり認めることに、賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員が挙手であります。よって、申請番号 1、2 とともに全員が挙手でありますので議案 12 号「非農地の現況証明について」は、原案のとおり議決します。 次に、第 13 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を議題といたします。説明してください。 議案第 13 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」を説明します。会議書 6 頁です。次のとおり、農用地利用集積等促進計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。 (資料は 6-1 頁) 6-1 頁をお願いします。利用権設定関係です。農地番号 1.2.3 は関連があるので合わせて説明します。 農地番号 1、2、3 大字原地内の記載の 3 筆の現況 畑で、利用目的はイチゴ栽培です。 農地番号 1、2、3 とともに、地権者が機構に設定する権利は、9 年 9 か月、機構が耕作者に設定する権利は、9 年 5 か月で、無償です。耕作者は、鳥取市の●●で、新規契約です。地域計画の地区は、表の右側に記載のとおりです。なお、耕作者の●●は、湯梨浜町青年等就農計画認定者です。 農地番号 4 はわい長瀬地内の記載の 1 筆の現況 畑で、利用目的はイチゴ栽培です。 地権者が機構に設定する権利は、7 年 8 か月、機構が耕作者に設定する権利は、7 年 5 か月で、無償です。耕作者は、久留の●●で、新規契約です。地域計画の地区は、表の右側に記載のとおりです。 農地番号 5 から 17 の 13 筆は、すべて更新によるものですのでご確認ください。 (資料は 6-2 頁) 次に、6-2 頁の売買関係です。農地番号 1、2 は関連があるので合わせて説明します。
--	--------------------------	--

議案第 14 号 非農地の決定について	(議長) 事務局 (議長) (議長) 事務局	農地番号 1・番号 2、地権者は、千葉県の●●。土地は、大字下浅津地内の 2 筆で地権者から機構へ所有権を移転する時期は、令和 8 年 7 月 31 日の予定で、対価は 2 筆合わせて一円。機構から耕作者へ所有権を移転する時期は、令和 8 年 8 月 25 日の予定です。 いずれも現況地目は、田で、利用目的は水稻栽培で、合計面積は 942 m²です。農振農用地区域内の農地であり、青と記載しています。 買受する者は、農地番号 1・2 共に、宮内の●●、認定農業者で、対価は 10 アール当たり一円での売買です。 地域計画の地区については、湯梨浜町全体で 6 つの地区があるうち、羽合 1、羽合地域の主に水田地帯のエリアです。説明は以上です。 (議長) 説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。皆さんの方から質疑はありますか。 通作距離について、皆さんに説明しておいてください。 通作距離は概ね 30 分程度としています。 参考にしてください。その他に、皆さんの方から質疑はありますか。 (「なし」の声) それでは、質疑がないようですので、これより採決を行います。議案第 13 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」、これを原案のとおり認めることに賛成の委員の挙手を求めます。 《全員挙手》 全員の方が挙手であります。よって、議案第 13 号「農用地利用集積等促進計画の策定について」は、原案のとおり意見決定いたします。 (議長) 次に、議案第 14 号「非農地の決定について」を議案とします。説明をしてください。 議案第 14 号「非農地の決定について」を説明します。会議書 7 頁です。 次のとおり、農地法第 30 条に規定する農地利用状況調査の結果に基づく別紙一覧表記載の土地が、農地法第 2 条第 1 項の適用を受けない土地であることの可否について、本委員会の議決を求めるものです。 (資料は 7-1 頁～7-9 頁) 7-1 頁、7-2 頁の非農地通知一覧表をご覧ください。 この度は、大字宇谷の――、――、――、――、――、――地内の記載の 40 筆の土地について、非農地決定の判断をいただきたく提案するものです。表の左側から、土地の所在、地目、面積、
--------------------------------	---	---

		所有者については、記載のとおりです。所有者については、登記簿上の所有者になります。利用状況調査は、令和 7 年 10 月に実施され、その際に「再生利用が困難な農地」と判断されているものです。 非農地通知書発行年月日は、議決を得た後に、所有者、所有者死亡の場合は納税管理人等に発行しますので、本日時点では空欄としています。 右の備考欄には、非農地とした際の変更後の田畑以外の地目を記載しています。この記載の地目については、この後、写真を見ていただきますが、町民生活課評価係が判断している現況地目を参考にしています。 7-3 頁、縦に見ていただきます。番号 1 から番号 40 までのすべての位置図で、左下に赤色で示しています。この図の左上に見えているのが、宇谷集落で、斜めに見える道路が山陰道、東西に見えるのが国道 9 号線になります。 次の 7-4 頁、これは横に見ていただきます。7-3 頁の拡大図で、位置図に番号と地番表記を記載していますのでご確認ください。 次の 7-5 頁から 7-9 頁が現況写真になります。7-5 頁、番号 1 から番号 3 は畑から山林に地目変更、番号 4 は原野に地目変更するものです。 次に 7-6 頁です。下の番号 15、16、20 は畑から山林に地目変更、その他は原野に地目変更するものです。 次に 7-7 頁です。すべて畑から原野に地目変更するものです。 次に 7-8 頁です。上の番号 33 は畑から山林に地目変更、その他は原野に地目変更するものです。最後に 7-9 頁、畑から原野に地目変更するものです。ご確認ください。 以上、40 筆の提案について、本委員会で議決を得た後、所有者に通知発行、3 ヶ月の不服申出期間を経た後、不服申出者を除き、町長の職権で登記簿地目の変更登記を行うことになります。説明は以上です。 説明が終わりました。これより質疑を行います。皆さんのほうから質疑はございますか。 (「なし」の声) それでは、質疑はないようですので、これより採決を行います。 議案第 14 号「非農地の決定について」、原案のとおり、これを認めることに賛成の委員の挙手をお願いします。
	(議長)	

5 その他	(議長) 事務局	《全員挙手》 全員が挙手であります。よって、議案第 14 号「非農地の決定について」は、これを原案のとおり意見決定いたします。以上で議事を終わります。 次に、その他に移ります。 (1) 7 月農家相談会の日程について、説明してください。 7 月農家相談会 7 月 16 日（木）午前 9 時～正午 第 3 会議室 - 担当：⑧ 清水武敏委員、⑦ 渡邊由佳委員、⑭ 河井勝重推進委員 (※7 月の⑨横川力委員と 6 月の⑦渡邊由佳委員の交代による)
	(議長) 事務局	(2) 農業委員会改選後の初総会等の日程について説明してください。 - 農業委員会改選後の初総会等の日程 7 月 21 日（火）午前 9 時 50 分～終日 ※9 時 40 分までに受付をしてください。 - 午前：町長から辞令交付、初総会、推進委員へ委嘱状交付、互助会総会 - 写真撮影（広報用） ※ふさわしい服装で出席してください。 - 午後：県農業会議研修、農地パトタブレット操作研修 - 新体制については、後ほどお示しするので確認ください。
	(議長) 事務局	(3) 農地パトロール（一斉調査日）の日程について、説明してください。 - 農地パトロール（一斉調査日）の日程 7 月 28 日（火）午前 8 時 45 分～出発式 - 集 合 午前 8 時 30 分までに役場別館 1 階ロビー - 出発式 午前 8 時 45 分～ 役場別館玄関前 - 調 査 午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分（7 班体制） 詳細は 7/21 初総会時に説明します。 ※昼食 水明荘を予定 ※懇親会(慰労会) 18 時から水明荘予定
	(議長) 事務局	(4) 8 月定例総会について、説明してください。 8 月定例総会 8 月 10 日（月）午後 3 時～ 第 3 会議室 - 現地調査委員：会長、会長職務代理、委員 2 名、推進委員 1 名
	(議長) 事務局 (議長)	(5) 8 月農家相談会について、説明してください。 8 月農家相談会 8 月 20 日（木）午前 9 時～正午 第 3 会議室 (6) 農業者年金加入推進特別研修会の日程について、説明してください。

6 閉会	事務局 (議長) 事務局 (議長) 事務局 (議長) 事務局 (議長)	○ 農業者年金加入推進特別研修会〔主催：県農業会議〕 8月21日(金)午後1時30分～午後4時 倉吉シティホテル (7) 湯梨浜町認定農業者協議会との交流研修会について、説明してください。 ○ 湯梨浜町認定農業者協議会との交流研修会 8月5日(水)午後4時～ 会 場：河本魚店 ※全委員対象 懇親会 午後5時30分開宴 ◆研修会及び懇親会の欠席連絡は、7月21日(火)までに事務局へお願いします。 その他、事務局からありますか。 1) 現委員の皆様の任期は7月19日までとなっています。 活動記録簿についても、任期中の記録として月6回の目標として記載してください。 2) 農地パトロールは、継続の方はポロシャツを着用、新任の方は動きやすい服装とし、腕章を着用してください。 事務局からは以上です。 (議長) その他に皆さんから何かございますか。 無いようですので以上で終わります。 (議長) 皆さん、ご起立をお願いします。 以上をもちまして、令和8年度第4回湯梨浜町農業委員会定例総会を閉会といたします。 お疲れ様でございました。 (閉会 午後4時01分)
------	---	---